

1 介護予防訪問型サービス(介護予防訪問介護に相当するサービス) サービスコード表

船橋市

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			単位数	算定単位
種類	項目						
A2	1121	介護予防訪問型サービスⅠ（１）	イ 訪問型サービス費Ⅰ（１）	１週に１回程度の場合		1,176	１月につき
A2	2121	介護予防訪問型サービスⅠ（１）日割				39	１日につき
A2	1221	介護予防訪問型サービスⅠ（２）	イ 訪問型サービス費Ⅰ（２）	１週に２回程度の場合		2,349	１月につき
A2	2221	介護予防訪問型サービスⅠ（２）日割				77	１日につき
A2	1331	介護予防訪問型サービスⅠ（３）	イ 訪問型サービス費Ⅰ（３）	１週に２回を超える程度の場合		3,727	１月につき
A2	2331	介護予防訪問型サービスⅠ（３）日割				123	１日につき
A2	2421	介護予防訪問型サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費Ⅱ	緩和した基準による訪問型サービスと同一月において併用する場合にのみ算定可能		287	１回につき
A2	C221	介護予防訪問型高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ（１）	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 訪問型サービス費Ⅰ（１）	１週に１回程度の場合	-12	１月につき
A2	C230	介護予防訪問型高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ（１）日割				-1	１日につき
A2	C222	介護予防訪問型高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ（２）		イ 訪問型サービス費Ⅰ（２）	１週に２回程度の場合	-23	１月につき
A2	C223	介護予防訪問型高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ（２）日割				-1	１日につき
A2	C224	介護予防訪問型高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ（３）		イ 訪問型サービス費Ⅰ（３）	１週に２回を超える程度の場合	-37	１月につき
A2	C225	介護予防訪問型高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ（３）日割				-1	１日につき
A2	C226	介護予防訪問型高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ	ロ 訪問型サービス費Ⅱ	緩和した基準による訪問型サービスと同一月において併用する場合にのみ算定可能		-3	１回につき
A2	D221	介護予防訪問型業務継続計画未策定減算Ⅰ（１）	業務継続計画未策定減算	イ 訪問型サービス費Ⅰ（１）	１週に１回程度の場合	-12	１月につき
A2	D230	介護予防訪問型業務継続計画未策定減算Ⅰ（１）日割				-1	１日につき
A2	D222	介護予防訪問型業務継続計画未策定減算Ⅰ（２）		イ 訪問型サービス費Ⅰ（２）	１週に２回程度の場合	-23	１月につき
A2	D223	介護予防訪問型業務継続計画未策定減算Ⅰ（２）日割				-1	１日につき
A2	D224	介護予防訪問型業務継続計画未策定減算Ⅰ（３）		イ 訪問型サービス費Ⅰ（３）	１週に２回を超える程度の場合	-37	１月につき
A2	D225	介護予防訪問型業務継続計画未策定減算Ⅰ（３）日割				-1	１日につき
A2	D226	介護予防訪問型業務継続計画未策定減算Ⅱ	ロ 訪問型サービス費Ⅱ	緩和した基準による訪問型サービスと同一月において併用する場合にのみ算定可能		-3	１回につき
A2	6001	介護予防訪問型サービス同一建物減算１	事業所と同一建物の利用者等 にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算	１月につき
A2	6003	介護予防訪問型サービス同一建物減算２		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 減算	
A2	6002	介護予防訪問型サービス同一建物減算３		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12% 減算	
A2	4011	介護予防訪問型サービス初回加算	ハ 初回加算			200	
A2	4013	介護予防訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100	
A2	4012	介護予防訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200	
A2	6112	介護予防訪問型サービス口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50	月１回限度
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 245/1000 加算		１月につき
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 224/1000 加算		
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の 182/1000 加算		
A2	6380	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の 145/1000 加算		

注 ロ 訪問型サービス費Ⅱは、緩和した基準による訪問型サービスと同一月において併用する場合にのみ、算定可能。
注 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算については省略。
注 「介護予防訪問型サービス同一建物減算1から3」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入。

2 介護予防生活支援サービス(緩和した基準によるサービス) サービスコード表

船橋市

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			単位数	算定単位		
種類	項目								
A2	2531	介護予防生活支援サービスⅠ	イ 介護予防生活支援サービス費Ⅰ	所要時間45分未満のサービスを行った場合			161	1回につき	
A2	2641	介護予防生活支援サービスⅡ	ロ 介護予防生活支援サービス費Ⅱ	所要時間45分以上のサービスを行った場合			198		
A2	C237	介護予防生活支援高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 介護予防生活支援サービス費Ⅰ	所要時間45分未満のサービスを行った場合				-2
A2	C238	介護予防生活支援高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ		ロ 介護予防生活支援サービス費Ⅱ	所要時間45分以上のサービスを行った場合				-2
A2	D237	介護予防生活支援業務継続計画未策定減算Ⅰ	業務継続計画未策定減算	イ 介護予防生活支援サービス費Ⅰ	所要時間45分未満のサービスを行った場合				-2
A2	D238	介護予防生活支援業務継続計画未策定減算Ⅱ		ロ 介護予防生活支援サービス費Ⅱ	所要時間45分以上のサービスを行った場合				-2
A2	6001	介護予防訪問型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 10% 減算	1月につき	
A2	6003	介護予防訪問型サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 15% 減算		
A2	6002	介護予防訪問型サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合			所定単位数の 12% 減算		
A2	4021	介護予防生活支援サービス初回加算	ハ 初回加算						200
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	二 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 245/1000 加算				
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 224/1000 加算				
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 182/1000 加算				
A2	6380	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 145/1000 加算				

注 「介護予防訪問型サービス同一建物減算1から3」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入。